船橋市屋外広告物条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、船橋市屋外広告物条例(平成14年船橋市条例第60号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(活用地区基本方針)

- 第2条 条例第9条第2項に規定する活用地区基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 条例第9条第1項の規定により指定しようとする広告物活用地区の名称
 - (2) 広告物等の表示及び設置に関する方針
 - (3) 広告物等の位置、形状、面積、色彩、意匠その他表示又は設置の方法に関する事項
 - (4) その他市長が必要があると認める事項

(整備地区基本方針)

- 第3条 条例第10条第2項に規定する整備地区基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 条例第10条第1項の規定により指定しようとする広告物整備地区の名称
 - (2) 広告物等の表示及び設置に関する方針
 - (3) 広告物等の位置、形状、面積、色彩、意匠その他表示又は設置の方法に関する事項
 - (4) その他市長が必要があると認める事項

(協定地区の申請等)

- 第4条 条例第11条第1項に規定する認定又は同条第3項に規定する認定を受けようとする者は、広告物協定(新設・変更)認定申請書(第1号様式)に広告物協定書の写し及び広告物協定に係る土地所有者等の合意状況が確認できる書類を添えて、市長に申請しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、当該内容が適当 であると認めるときは、広告物協定(新設・変更)認定書(第2号様式)を交付するも のとする。
- 3 条例第11条第7項の規定による届出をしようとする者は、広告物協定廃止届出書(第3号様式)に広告物協定書の写し及び広告物協定に係る土地所有者等の合意状況が確認できる書類を添えて、市長に届け出なければならない。

(適用除外の基準)

- 第5条 条例第13条第3項各号、第4項第1号、第3号ア若しくは第4号、第5項又は 第6項の規則で定める基準は、次に掲げるもののほか、別表第1のとおりとする。
 - (1) 地色に黒色、原色(赤、青及び黄の色をいう。)又は蛍光色等を使用したことにより、良好な景観又は風致を害し、又は交通の安全を妨げるものでないこと。ただし、登録商標については、この限りでない。

- (2) 蛍光塗料、発光塗料又は反射の著しい材料等を使用したことにより、良好な景観又は風致を害し、又は交通の安全を妨げるものでないこと。
- (3) 信号機若しくは道路標識に類似し、又はこれらの効用を妨げる等道路交通の安全の確保に支障のあるものでないこと。
- (4) 禁止地域にあっては、回転灯を使用し、及びネオン管その他広告物等の照明を点滅させないこと。

(期間)

- 第6条 条例第14条第1項の規則で定める期間は、別表第2に定めるとおりとする。 (許可)
- 第7条 条例第15条第1項第1号の規定により許可を受けようとする者は、屋外広告物等表示(設置)許可申請書(第4号様式)に次に掲げる図書を添えて、各2通を市長に提出しなければならない。
 - (1) 広告物等を表示又は設置しようとする場所の状況を確認できる図面
 - (2) 国、地方公共団体又は他人が管理し、又は所有する土地、建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。)、工作物等に広告物等を表示又は設置する場合においては、その表示又は設置についての許可又は承諾を証明する書面等
 - (3) 形状、寸法、意匠、色彩その他表示の方法を示す仕様書及び図面
 - (4) 材料、構造、設置の方法及び表示面積等を明らかにする仕様書及び図面
 - (5) 広告物等の表示又は設置に関し他の法令の規定による許可を要する場合は、当該許可を受けていることを確認できる書面等
 - (6) 広告物等を表示又は設置しようとする敷地内に、現に表示又は設置されている広告 物等がある場合においては、当該広告物等の表示面積等を明らかにする図面及び当該 広告物等のカラー写真
- 2 条例第15条第1項第2号の規定により許可を受けようとする者は、屋外広告物等表示(設置)許可更新申請書(第5号様式)に次に掲げる図書を添えて、各2通を許可の 有効期間満了の日の2週間前までに市長に提出しなければならない。
 - (1) 広告物等の現況を撮影したカラー写真並びに形状、寸法及び仕様を明らかにする図面
 - (2) 現に許可を受けている広告物等が広告塔、広告板又はアーチである場合には、申請の日の前2月以内に実施した安全点検報告書(第6号様式)
 - (3) 国、地方公共団体又は他人が管理し、又は所有する土地、建築物、工作物等に広告物等を表示又は設置する場合においては、その表示又は設置についての許可又は承諾を証明する書面等
 - (4) 広告物等の表示又は設置に関し他の法令の規定による許可を要する場合は、当該許

可を受けていることを確認できる書面等

- 3 市長は、前2項の規定による申請を許可するときは屋外広告物等表示(設置)許可書 (第7号様式)を、許可しないときは屋外広告物等表示(設置)・変更(改造)不許可通 知書(第8号様式)を申請者に交付するものとする。
- 4 条例第15条第1項第3号の規定により許可を受けようとする者は、屋外広告物等変更(改造)許可申請書(第9号様式)に第1項各号に掲げる図書を添えて、各2通を市長に提出しなければならない。
- 5 条例第15条第1項第3号の規則で定める軽微な変更又は改造とは、広告物等の形態 に変更を生じない補強、塗り替え、又は主たる内容以外の表示内容の変更を行う場合と する。
- 6 市長は、第4項の申請を許可するときは屋外広告物等変更(改造)許可書(第10号様式)を、許可しないときは屋外広告物等表示(設置)・変更(改造)不許可通知書を申請者に交付するものとする。
- 7 前条の規定は、条例第15条第3項の規則で定める有効期間について、準用する。この場合において、別表第2中「経過措置の期間」とあるのは、「許可の有効期間」と読み替えるものとする。

(許可の基準)

第8条 条例第16条第1項第6号の規則で定める基準は、第5条に定めるもののほか、 別表第3に定めるとおりとする。

(許可の表示)

- 第9条 条例第18条の許可を受けた旨の表示は、第11号様式によるものとし、当該広告物等の右側下部(立体その他これに類する広告物等にあっては、その下部の適当な位置)に貼付するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、はり紙、ポスターその他これらに類するものにあっては、 第12号様式による許可印を当該広告物等の右側下部に押印したものをもって、前項の 表示をするものとする。

(管理義務及び除却義務)

- 第10条 条例第19条第1項の規則で定める大規模な広告物等は、次に掲げるものとする。
 - (1) 高さが4メートル以上又は表示面積が10平方メートル以上の広告塔及び広告板
 - (2) アーチ
- 2 条例第19条第1項第3号の規則で定める者は、次に掲げる者とする。
 - (1) 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第2項に規定する一級建築士
 - (2) 電気工事士法(昭和35年法律第139号)第3条第3項に規定する特種電気工事資格者(電気工事士法施行規則(昭和35年通商産業省令第97号)第2条の2第1

項第1号に規定するネオン工事に係るものに限る。)

(管理者等の届出)

- 第11条 条例第20条第1項第1号の規定による届出は、屋外広告物等管理者等変更届 (第13号様式)を提出して行うものとする。
- 2 条例第20条第1項第2号の規定による届出は、屋外広告物等除却届(第14号様式) を提出して行うものとする。
- 3 条例第20条第1項第3号の規定による届出は、屋外広告物等滅失届(第15号様式) を提出して行うものとする。

(身分証明書)

第12条 条例第21条第2項及び第31条の4第2項の身分を示す証明書は、身分証明書(第16号様式)によるものとする。

(公示等)

- 第13条 条例第25条の3第1項第1号の規則で定める場所は、市役所の掲示板とする。
- 2 条例第25条の3第2項の保管物件一覧簿の様式は、第17号様式とする。
- 3 条例第25条の3第2項の規則で定める場所は、建設局都市計画部都市計画課とする。 (保管した広告等を売却する場合の手続)
- 第13条の2 条例第25条の5の規則で定める方法は、競争入札に付して行うものとする。ただし、競争入札に付しても入札者がいない広告物等その他競争入札に付することが適当でないと認められる広告物等については、随意契約することができる。

(受領書)

第14条 条例第25条の7の受領書の様式は、第18号様式とする。

(更新の登録の申請期限)

第15条 屋外広告業者(条例第28条第1項又は第3項の登録を受けて屋外広告業を営む者をいう。以下同じ。)は、同条第3項の登録を受けようとするときは、その者が現に受けている登録の有効期間の満了の日の30日前までに当該更新の登録を申請しなければならない。

(登録の申請)

第16条 条例第28条の2第1項に規定する申請書は、屋外広告業登録申請書(第19号様式)とする。この場合において、屋外広告業登録申請書及び条例第28条の2第2項に規定する添付書類の提出部数は、各2通とする。

(登録申請書の添付書類)

- 第17条 条例第28条の2第2項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。
 - (1) 屋外広告業登録申請書を提出する者が条例第28条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面
 - (2) 屋外広告業の登録を受けようとする者が法人である場合にあってはその役員(業務

を執行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)、屋外広告業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあってはその 法定代理人(法定代理人が法人である場合にあっては、その役員を含む。)が条例第 28条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面

- (3) 屋外広告業の登録を受けようとする者が選任した業務主任者が条例第30条第1項 各号に掲げる者のいずれかに適合する者であることを証する書面
- (4) 屋外広告業の登録を受けようとする者(法人である場合にあってはその役員を、屋外広告業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあってはその法定代理人(法定代理人が法人である場合にあっては、その役員を含む。)を含む。)の略歴を記載した書面
- (5) 屋外広告業の登録を受けようとする者が法人である場合にあっては、登記事項証明書
- (6) 屋外広告業の登録を受けようとする者が個人である場合にあっては、その者(屋外広告業に関して成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあっては、その者及びその法定代理人(法定代理人が法人である場合にあっては、その役員を含む。))の住民票の写し又はこれに代わる書面(法定代理人が法人である場合にあっては、登記事項証明書)
- 2 市長は、前項に定めるもののほか、屋外広告業の登録を受けようとする者に対し、次 に掲げる者に係る住民票の写し又はこれに代わる書面の提出を求めることができる。
 - (1) 屋外広告業の登録を受けようとする者が法人である場合にあっては、その役員(当該役員が屋外広告業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあっては、当該役員及びその法定代理人(法定代理人が法人である場合にあっては、その役員を含む。))
 - (2) 屋外広告業の登録を受けようとする者が選任した業務主任者
- 3 第1項第1号及び第2号に規定する書面は、誓約書(第20号様式)とする。
- 4 第1項第4号に規定する書面は、略歴書(第21号様式)とする。 (屋外広告業者登録簿)
- 第18条 条例第28条の3第1項の屋外広告業者登録簿(以下「登録簿」という。)は、 第22号様式とする。

(登録の通知)

第19条 条例第28条の3第2項の規定による通知は、屋外広告業登録通知書(第23 号様式)により行うものとする。

(登録事項証明書の交付の請求)

第20条 登録簿の登録事項に係る証明書の交付を請求しようとする者は、屋外広告業者 登録事項証明書交付請求書(第24号様式)を市長に提出しなければならない。 (登録拒否の通知)

第21条 条例第28条の4第2項の規定による通知は、屋外広告業登録拒否通知書(第25号様式)により行うものとする。

(変更の届出)

- 第22条 条例第28条の5第1項の規定による変更の届出は、当該変更が次の各号に掲 げるものであるときは、当該各号に定める書面を添付して、屋外広告業登録事項変更届 出書(第26号様式)により行わなければならない。
 - (1) 条例第28条の2第1項第1号に掲げる事項の変更 当該変更に係る者の住民票の 写し又はこれに代わる書面(当該変更に係る者が法人である場合にあっては、当該法 人の登記事項証明書)
 - (2) 条例第28条の2第1項第2号に掲げる事項の変更(商業登記の変更を必要とする場合に限る。) 登記事項証明書
 - (3) 条例第28条の2第1項第3号に掲げる事項の変更 登記事項証明書並びに第17 条第1項第2号及び第4号に掲げる書面
 - (4) 条例第28条の2第1項第4号に掲げる事項の変更 第17条第1項第2号、第4号及び第6号に掲げる書面
 - (5) 条例第28条の2第1項第5号に掲げる事項の変更 第17条第1項第3号に掲げる書面
- 2 第17条第2項の規定は、前項の変更の届出について準用する。

(登録簿の閲覧)

第23条 条例第28条の6の規定により登録簿を一般の閲覧に供する場所は、建設局都 市計画部都市計画課とする。

(廃業等の届出)

第24条 条例第28条の7第1項の規定による届出は、屋外広告業廃業等届出書(第27号様式)を提出して行うものとする。

(講習会)

- 第25条 市長は、条例第29条に規定する講習会(以下「講習会」という。)を開催する ときは、期日、場所その他必要な事項を公告するものとする。
- 2 講習会の課程は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 広告物等の法令に関するもの
 - (2) 広告物等の表示の方法に関するもの
 - (3) 広告物等の施工に関するもの
- 3 市長は、講習会を受講しようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項 第3号の課程を受講したものとすることができる。
 - (1) 建築士法第2条第1項に規定する建築士

- (2) 電気工事士法第2条第4項に規定する電気工事士
- (3) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第44条第1項第1号に規定する第一種 電気主任技術者免状、同項第2号に規定する第二種電気主任技術者免状又は同項第3 号に規定する第三種電気主任技術者免状の交付を受けている者
- (4) 帆布製品製造に関し、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第22条に 規定する職業訓練の修了証書の交付を受けた者、第28条第2項に規定する職業訓練 指導員免許を受けた者、又は第44条第1項の技能検定に合格した者
- 4 講習会の受講の申込みは、屋外広告物講習会受講申込書(第28号様式)を市長に提出して行うものとする。
- 5 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、講習会の課程を修了した者に対 し、屋外広告物講習会修了証(第29号様式)を交付するものとする。
 - (1) 遅刻、中座又は早退をした場合
 - (2) 講習会の円滑な運営を妨害する場合
 - (3) その他受講態度の不良な場合又は明らかに受講内容の理解が不十分であると認められる場合

(業務主任者の資格の認定)

- 第26条 条例第30条第1項第5号の規定による認定を受けようとする者は、業務主任 者資格認定申請書(第30号様式)を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の認定をしたときは、業務主任者資格認定証(第31号様式)を交付するものとする。
- 3 条例第30条第2項第3号の規則で定める事項は、第28条第1項各号に掲げる事項 とする。

(標識の掲示)

- 第27条 条例第30条の2の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 法人である場合にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 登録年月日
 - (3) 営業所の名称
 - (4) 業務主任者の氏名
- 2 条例第30条の2の規定により屋外広告業者が掲げる標識は、屋外広告業者登録票(第32号様式)とする。この場合において、当該標識の掲示は、屋外広告業登録通知書又は第30条第2項に規定する特例屋外広告業登録通知書が到達した日の翌日から起算して30日以内に行わなければならない。

(帳簿の記載事項等)

第28条 条例第30条の3の規定により屋外広告業者が備える帳簿の記載事項は、次に 掲げる事項とする。

- (1) 注文者(屋外広告業者に広告物等の表示又は設置を委託する者をいう。)の氏名又は 名称及び住所
- (2) 広告物等の表示又は設置の場所
- (3) 表示し、又は設置した広告物等の名称又は種類及び数量
- (4) 広告物等の表示又は設置の年月日
- (5) 請負金額
- 2 条例第30条の3の規定により屋外広告業者が備える帳簿は、第33号様式とする。
- 3 第1項各号に掲げる事項が電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに類するもの(以下「ファイル等」という。)に記録され、必要に応じ屋外広告業者の営業所において電子計算機その他の機器を用いて紙面に表示されるときは、当該記録をもって前項の帳簿への記載に代えることができる。
- 4 第2項の帳簿(前項の規定により記録が行われたファイル等を含む。次項において同じ。)は、屋外広告物の表示又は掲出物件の設置の契約ごとに作成しなければならない。この場合において、当該帳簿の作成は、当該契約ごとに、広告物を表示し、又は設置した日の翌日から起算して30日以内に行わなければならない。
- 5 屋外広告業者は、第2項の帳簿を各事業年度の末日をもって閉鎖するものとし、閉鎖 後5年間営業所ごとに当該帳簿を保存しなければならない。

(屋外広告業者監督処分簿の記載事項等)

- 第29条 条例第31条の3第1項の監督処分簿は、第34号様式とする。
- 2 第23条の規定は、前項の監督処分簿の閲覧について準用する。
- 3 条例第31条の3第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 処分を受けた屋外広告業者の氏名又は名称、主たる営業所の所在地及び登録番号並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 処分の根拠となる条例の条項
 - (3) 処分の原因となった事実
 - (4) その他参考となる事項

(みなし登録業者に係る届出)

- 第30条 条例第31条の5第3項前段の規定による届出は、特例屋外広告業届出書(第35号様式)に、次に掲げる書類を添付して行うものとする。
 - (1) 千葉県屋外広告物条例(昭和44年千葉県条例第5号)第17条の2第1項又は第 3項の登録を受けたことを証する書面
 - (2) 第17条第1項第3号に掲げる書面
- 2 市長は、前項の届出に係る事項を登録簿に記載したときは、当該届出を行った者に対 し、特例屋外広告業登録通知書(第36号様式)により通知するものとする。

(みなし登録業者に係る変更の届出)

第31条 条例第31条の5第3項後段の規定による届出(変更に係るものに限る。)は、 特例屋外広告業変更届出書(第37号様式)により行うものとする。この場合において、 当該変更が本市の区域を営業区域とする営業所ごとに置かれる業務主任者の変更である ときは、第17条第1項第3号に掲げる書面を添付しなければならない。

(みなし登録業者に係る廃止の届出)

第32条 条例第31条の5第3項後段の規定による届出(変更に係るものを除く。)は、 特例屋外広告業廃止届出書(第38号様式)により行うものとする。

(みなし登録業者に係る登録簿の記載事項)

- 第33条 条例第31条の5第4項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 条例第28条の2第1項第1号、第2号及び第5号に掲げる事項
 - (2) 登録年月日
 - (3) 登録番号

(補則)

第34条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年3月31日規則第60号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月31日規則第53号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年3月31日規則第24号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第16条第3項第2号及び別表第3広告幕の項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年3月30日規則第58号)

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に調製されている用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成28年3月30日規則第33号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表第1アの表条例第13条第3項第2号に掲げる広告物等の項、別表第1イの表 条例第13条第4項第1号に掲げる広告物等の項、別表第1エの表条例第13条第6 項第3号に掲げる広告物等の項、同表条例第13条第6項第4号に掲げる広告物等の項、別表第2、別表第3広告幕の項及び同表立看板の項の改正規定 公布の日

(2) 第34条を削り、第35条を第34条とする改正規定及び別表第1ウの表の改正規 定 平成28年7月1日

別表第1 適用除外の基準

ア 条例第13条第3項に掲げる広告物等

		地域	禁止地域等	禁止地域等以外の地域 (以下「許可地域」とい
項目				う。)
条例第1	表示面の投影面	設置個数	施設又は物件当たり1個	以下
3条第3	積が2平方メー	表示面積	表示面の投影面積の4分	の1以下かつ0.1平方
項第1号	トル以下のもの		メートル以下	
に掲げる	表示面の投影面	設置個数	施設又は物件当たり1個	以下
広告物	積が2平方メー	設置面積	表示面の投影面積の20	分の1以下かつ0.5平
	トルを超えるも		方メートル以下	
	の			
条例第1	土地を管理する	設置個数	5,000平方メートル	3,000平方メートル
3条第3	ためのもの		につき1個以下	につき1個以下
項第2号		表示面積	1個当たり2平方メー	1個当たり3平方メー
に掲げる			トル以内	トル以内
広告物等	物件を管理する	設置個数	通常必要とする最小限の	数
	ためのもの	表示面積	1個当たり1平方メート	ル以内

イ 条例第13条第4項に掲げる広告物等

項目			地域	禁止地域等	許可地域	
条例第1 3条第4 項第1号	条第4 りの広告物等の表示面積の			15平方メートル以下	20平方メートル以下	
頃第1号 に掲げる 広告物等		壁面 (塀 等 を 含 む。以下 同じ。)に	表示面積	-壁面につき広告物等 -壁面につき広告物の向いている方向からのいている方向がらの壁面の最大投影面積の壁面の最大投影面積の5分の1以下かつ5平方メートル(軒の高さが7メートルを超える建築物にあっては、10平方メートル)以下		
		設置する	設置する		突出幅 改置形態	
	広告物等	壁面から 突き出す もの	一表示面積 突出幅 上端の高さ 設置個数	3平方メートル以下 事業所等の敷地内かつ壁 軒の高さ以下 1個以下	面から1メートル以下	

				, ,
	屋上に表	一表示面積	広告物等の向いている	広告物等の向いている
	示し、又		方向からの壁面の最大	方向からの壁面の最大
	は設置す		投影面積の5分の1以	投影面積の5分の1以
	るもの		下かつ5平方メートル	下
			(軒の高さが7メート	
			ルを超える建築物に	
			あっては、10平方メー	
			トル) 以下	
		突出幅	壁面から突き出してはな	らない。
		上端の高さ	軒の高さの3分の4以	軒の高さの3分の5以
			下	下
		設置個数	1個以下	
	建築物等から	総表示面積	3平方メートル以下	10平方メートル以下
	独立したもの	上端の高さ	7メートル以下	15メートル以下
		突出幅	事業所等の敷地から突き	出してはならない。
		設置個数	1個以下	2個以下
条例第1	3条第4項第	一表示面積	10平方メートル以下	
3号アに	掲げる広告物	一車両当た	15平方メートル以下	
等		り総表示面		
		積		
		設置形態	窓その他のガラス部分、	タイヤ等又は車体以外の
			箇所に表示し、又は掲出	する物件を設置しないこ
			と。	
条例第13条第4項第4号に掲げる広			良好な景観の形成又は風	致の向上に資するため周
告物等			囲の景観に調和したもの	を描写した絵画その他の
			具象的な図柄であり、か	つ、営利を目的としない
			ものであること。	
L				

ウ 条例第13条第5項に掲げる広告物等

				地域	禁止地域等	許可地域
	物件の区分					7.
	第7条第1項第9号及び第10号			び第10号	一表示面積が投影面積の5	一表示面積が投影面積
に	掲げ	る物件	#		分の1以下かつ表示面積の	の5分の1以下かつ表
					合計が20平方メートル以	示面積の合計が40平
					下	方メートル以下
	例			の広告物等	15平方メートル以下	20平方メートル以下
第	7	の表	示面積の合	+		
条	第	建	壁面(塀	表示面積	一壁面につき広告物等の向	一壁面につき広告物等
1	項	築物等	等を含		いている方向からの壁面の	の向いている方向から
第	1	物	む。以下		最大投影面積の5分の1以	の壁面の最大投影面積
3	号	すに	同じ。) に		下かつ5平方メートル(軒の	の5分の1以下
に	掲	表	表示し、		高さが7メートルを超える	
げ		示	又は掲出		建築物にあっては、10平方	
物作	牛	Ļ	するもの		メートル)以下	
		又		突出幅	壁面の端から突き出してはな	らない。
		は		設置形態	窓その他の開口部をふさいで	表示し、又は設置しては
		設置			ならない。ただし、広告物等	が広告幕である場合は、
		す			この限りでない。	
		る	壁面から	一表示面	3平方メートル以下	
		丛生	突き出す	積		
		は設置する広告物質	もの	突出幅	物件の敷地内かつ壁面から1	メートル以下
		等		上端の高	軒の高さ以下	
				± 1	A PRINT	
			H	設置個数	1個以下	
			屋上に表	一表示面	広告物等の向いている方向	広告物等の向いている
			示し、又	積	からの壁面の最大投影面積	方向からの壁面の最大
			は設置す		の5分の1以下かつ5平方	投影面積の5分の1以
			るもの		メートル (軒の高さが 7メー	下
					トルを超える建築物にあっ	
					ては、10平方メートル)以	
					下	
				突出幅	壁面から突き出してはならな	
				上端の高	軒の高さの3分の4以下	軒の高さの3分の5以
				さ		下
				設置個数	1個以下	

エ 条例第13条第6項に掲げる広告物等

条例第	一表示面積	30平方メートル以下
1 3 条		
第 6 項		
第 1 号		
に掲げ		
る広告		
物等		
条例第	鉄道車両又は自動車登録規則(昭	一車体当たりの総表示面積が、車体の表面積
1 3 条	和45年運輸省令第7号)別表第	(道路、鉄道、軌道又は索道に接する側の面
第 6 項	2に規定する人の運送の用に供	を除く。)の10分の3以下であること。
第 2 号	する乗車定員11人以上の普通	窓その他のガラス部分、タイヤ等又は車体以
に掲げ	自動車を利用する広告物等	外の箇所に表示し、又は掲出する物件を設置
る広告		しないこと。
物等		車両の前部又は上部に表示し、又は掲出する
		物件(自己の氏名、名称、商標又は事業の内
		容を表示し、又は掲出する物件を除く。)を
		設置しないこと。
	自動車登録規則別表第2に規定	窓その他のガラス部分、タイヤ等又は車体以
	する広告宣伝用自動車	外の箇所に表示し、又は掲出する物件を設置
		しないこと。
		車両の前部又は上部に表示し、又は掲出する
		物件(自己の氏名、名称、商標又は事業の内
		容を表示し、又は掲出する物件を除く。)を
		設置しないこと。
	上記以外の自動車を利用する広	一側面における表示面積が1.8平方メート
	告物等	ル以下で、かつ、後面における表示面積が0.
		6平方メートル以下であること。
		車両の前部又は上部に表示し、又は掲出する
		物件(自己の氏名、名称、商標又は事業の内
		容を表示し、又は掲出する物件を除く。)を
		設置しないこと。

条例第	5 共通基準			一の事業所又は作業場当たりの表示面積の
1 3 条				合計は30平方メートル以下であること。
第 6 項	建	壁面に表	総表示面積	一壁面につきその壁面面積の5分の1以下
第 3 号	築	示し、又は		かつ5平方メートル(軒の高さが7メートル
に掲げ	物	掲出する		を超える建築物にあっては、10平方メート
る広告	等に	もの		ル) 以下
物等	建築物等に表1		突出幅	壁面の端から突き出してはならない。
	示		設置形態	窓その他の開口部をふさいで表示し、又は設
	Ļ			置してはならない。ただし、広告物等が広告
	又は			幕である場合は、この限りでない。
	は 設	壁面から	一表示面積	3平方メートル以下
	設置するも	突き出す	突出幅	壁面から1メートル以下
	す	もの	上端の高さ	軒の高さ以下
	\$ L		設置個数	一事業所当たり1個以下
	Ď	屋上に表	一表示面積	広告物等の向いている方向からの壁面の最
		示し、又は		大投影面積の5分の1以下かつ5平方メー
		設置する		トル(軒の高さが7メートルを超える建築物
		もの		にあっては、10平方メートル)以下
			突出幅	壁面から突き出してはならない。
			上端の高さ	軒の高さの3分の4以下
			設置個数	一事業所当たり1個以下
	建築物等から独立 したもの		一表示面積	3平方メートル以下
			上端の高さ	7メートル以下
			設置個数	2個以下
			突出幅	道路上に突き出してはならない。
			広告物等相	5メートル以上
			互間距離	
			鉄道等との	20メートル以上
		1	距離	
条例第	電	袖付広告		縦1.25メートル以下
1 3 条	柱		きさ	横0.45メートル以下
第6項	電柱類を利用する広告物		突出幅	柱から1メートル以下
第4号に担ば	利		設置個数	1個以下
に掲げる広告	用 す	塗装広告		縦1.8メートル以下
物等	る	又は巻立	きさ	横0.5メートル以下
100 4	広	広告	下端の高さ	地上から1.3メートル以上
	古 物		表示面数	柱1本当たり2面以下。ただし、塗装広告と
	124			巻立広告を同時に表示できない。
		消火栓標 識利用広	広告物の大 きさ	一表示面積0.32平方メートル以下
		告	突出幅	支柱から0.8メートル以下
			表示面数	支柱1本当たり2面以下
			設置個数	支柱1本当たり2個以下
			以巴凹效	ス1411年311日以上

	その他	設置個数		一の道路の路線につき2個以下
	の道標	1 の建	一表示面積	2平方メートル以下
		物、施設		
		等への案	1型の書と	0 1 1 2 11 7
		内を示し	上端の高さ	3メートル以下
		たもの		
		2以上の	一表示面積	10平方メートル以下
		建物、施		
		設等への		
		案内を示	上端の高さ	5メートル以下
		したもの		
条例第	建築物	バス停留	一表示面積	2平方メートル以下
1 3 条	等に表	所の上屋		
第 6 項	示し、又	に添加す		
第 5 号	は設置	るもの		
に掲げ	するも			
る広告	\mathcal{O}			
物等	電柱類	バス停留	一表示面積	表示板の一表示面積の3分の1以下
	を利用	所標識利		
	する広	用広告		
	告物			

備考

- 1 自己の営業に係る特定の商品名等を表示するものにあっては、その表示面積が全体の表示面積の2分の1未満であるものに限る。
- 2 壁面面積には、開口部を含むものとする。
- 3 「突出幅」とは、壁面から広告物又は広告物を掲出する物件の端までの距離をいう。
- 4 屋根等に表示し、又は設置するものは、屋上に表示し、又は設置するものとみなす。
- 5 煙突等の工作物に表示し、又は設置するもののうち、その側面を利用するものに あっては壁面に表示し、又は設置するものとみなし、側面より上方を利用するもの にあっては屋上に表示し、又は設置するものとみなす。
- 6 道標を設置できるのは、当該建物又は施設等が市内又は隣接する市町村に所在する場合に限る。

別表第2 経過措置の期間

広告物の種類	期間
はり紙・ポスター はり札 立看板(屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第7条 第4項に規定するもの) 旗・のぼり・広告幕 アドバルーン	1月以内
鉄道等車両又は自動車を利用する広告物 電柱類を利用する広告物 上記以外の立看板	1年以内
広告板・広告塔 アーチ	3年以内

別表第3 許可の基準

		₩± ¬¬т±	ウェッキスのウエアはのFハの1NT
建	壁面に表示し、	総表示面積	一壁面につきその壁面面積の5分の1以下
建築物等に表示し、	又は掲出する	突出幅	壁面の端から突き出してはならない。
等	もの	設置形態	窓その他の開口部をふさいで表示し、又は設置して
に			はならない。ただし、広告物等が広告幕である場合
表			は、この限りでない。
示	壁面から突き	突出幅	壁面から1メートル以下
Į,	出すもの	上端の高さ	軒の高さ以下
又	屋上に表示し、	総表示面積	広告物等の向いている方向からの壁面の最大投影
は	又は設置する		面積の5分の1以下
設置	もの	突出幅	壁面から突き出してはならない。
又は設置するも		上端の高さ	軒の高さの3分の5以下
る	バス停留所の	一表示面積	2平方メートル以下
もの	上屋に添加す		
V	るもの		
建	一表示面積		30平方メートル以下
築	総表示面積		60平方メートル以下
物	上端の高さ		15メートル以下
ラか	自己の氏名、	広告物等相	5メートル以上
Š	名称等を表示	互間距離	
独	するため表示		
<u> </u>	又は設置する	鉄道等との	20メートル以上
	広告物等	距離	
	上記以外の広	広告物等相	5メートル以上
0	告物	互間距離	(ただし、道路の路肩から側方へ20メートル以内
			の区域において一表示面積が10平方メートルを
			超えるものにあっては50メートル以上、鉄道等か
			ら側方へ100メートル以内の区域において一表
			示面積が10平方メートルを超えるものにあって
			は100メートル以上であること)
		鉄道等との	商業地域 20メートル以上
		距離	その他の地域 100メートル以上
広告幕		広告物の大	幅1.5メートル以下、長さ15メートル以下
74 11 111		きさ	(旗、のぼり及び横断幕にあっては、幅が1.2メー
			トル以下、長さ10メートル以下であること)
		設置形態	非常用の進入口及び避難器具が設置された窓その
		灰色///	他の開口部(建築基準法施行令(昭和25年政令第
			338号) 第126条の6第2号に規定する窓その
			他の開口部を含む。)をふさいで表示し、又は設置
			しないこと。
アドバルーン 気球の直径		気球の直径	3メートル以下
	•	広告幕の幅	1. 5メートル以下
		広告幕の長	15メートル以下
		さる。	
		傾斜角度	地表面に対して45度以上
立看板		174.17.11%	一表示面積は、2平方メートル以下であること。
/日/100			

はり紙及びはり札			表示面積は、はり紙にあっては1平方メートル以
13 7 NAIX O 13 7 1 L			下、はり札にあっては0.5平方メートル以下であ
			ること。
アーチ 一表示面積			15平方メートル以下
		総表示面積	30平方メートル以下
		備考	127
		1佣 <i>右</i> 	国道、県道及び市道には設置しないこと。ただし、
			道路管理者が支障がないと認めたもので、表示内容
			が公共的なもの又は一時的に設けるものについて
	袖付広告	広告物の大	は、この限りでない。 縦1.25メートル以下
電		古物の人	横0.45メートル以下
性 類		突出幅	
*E			柱から1メートル以下
利	公	設置個数	柱1本当たり1個以下
柱類を利用する広告物	塗装広告又は	広告物の大	
3	巻立広告	きさ	横り、5メートル以下
広		下端の高さ	地上から1.3メートル以上
告悔		表示面数	柱1本当たり2面以下。ただし、塗装広告と巻立広
190	1, 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		告を同時に表示できない。
	消火栓標識利	広告物の大	一表示面積0.32平方メートル以下
	用広告	きさ	+4-12-2-2-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1
		突出幅	支柱から0.8メートル以下
		表示面数	柱1本当たり2面以下
) // / /	設置個数	柱1本当たり1個以下
		一表示面積	表示板の一表示面積の3分の1以下
	識を利用する		
	もの		
	西マは自動車登録		
-	見定する人の運送の		鉄道、軌道又は索道に接する側の面を除く。)の1
	三員11人以上の	目動車を利用	0分の3以下であること。
する広	告物等		窓その他のガラス部分、タイヤ等、車体以外の箇所
			に表示し、又は掲出する物件を設置しないこと。
			車両の前部又は上部に表示し、又は掲出する物件
			(自己の氏名、名称、商標又は事業の内容を表示し、)
			又は掲出する物件を除く。)を設置しないこと。
	互登録規則別表第	2に規定する	窓その他のガラス部分、タイヤ等、車体以外の箇所
広告宣伝用自動車			に表示し、又は掲出する物件を設置しないこと。
			車両の前部又は上部に表示し、又は掲出する物件
			(自己の氏名、名称、商標又は事業の内容を表示し、
			又は掲出する物件を除く。)を設置しないこと。
上記以外の自動車を利用する広告物			一側面における表示面積が1.8平方メートル以下
等			で、かつ、後面における表示面積が0.6平方メー
			トル以下であること。
			車両の前部又は上部には表示し、又は掲出する物件
			(自己の氏名、名称、商標又は事業の内容を表示し、
			又は掲出する物件を除く。)を設置しないこと。

備考

- 1 自己の営業に係る特定の商品名等を表示するものにあっては、その表示面積が全体の表示面積の2分の1未満であるものに限る。
- 2 壁面面積には、開口部を含むものとする
- 3 「突出幅」とは、壁面から広告物又は広告物を掲出する物件の端までの距離をいう。
- 4 屋根等に表示し、又は設置するものは、屋上に表示し、又は設置するものとみなす。
- 5 煙突等の工作物に表示し、又は設置するもののうち、その側面を利用するものに あっては壁面に表示し、又は設置するものとみなし、側面より上方を利用するもの にあっては屋上に表示し、又は設置するものとみなす。